

地域包括支援センターの用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

介護保険法第115条の4第1項の規定により市町村から同法第115条の4第1項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。

必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第10号、第702条の2第2項

介護保険法第115条の4第1項

2 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

(2) 使用者（次のいずれかに該当するもの。）

ア 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者

イ 医療法人

ウ 社会福祉法人

エ 包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人

オ NPO法人

カ その他市町村が適当と認めるもの

(3) 対象資産

介護保険法第115条の4第1項に規定する事業^{*}の用に供する固定資産

^{*} ア 第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

イ 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

ウ 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

- エ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- オ 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）
- カ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業
- キ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業
- ク 介護保険法第115条の45第1項第2号に規定する被保険者（[第一号被保険者に限る。](#)）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（[介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。](#)）のうち、次に掲げるもの
- (ア) 特定の被保険者（[第一号被保険者に限る。](#)）に対して行われる事業の対象となる者の把握を行う事業
 - (イ) 介護予防に関する普及啓発を行う事業
 - (ウ) 介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業
 - (エ) 介護予防に関する事業に係る評価を行う事業
 - (オ) 地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するためリハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当該介護予防に関する活動の支援を行う事業
- ケ 介護保険法第115条の45第3項各号に掲げる次の事業
- (ア) 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 - (イ) 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - (ウ) その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（[当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。](#)）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3 認定時期

原則として賦課期日（１月１日）現在の使用状況により判定します。

賦課期日以前から所有し、建設・改築等に着手している場合で、年度の途中に供用開始した場合は、供用開始日以降に存在する納期の税相当分が減免になる可能性があります。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・法人登記事項証明書 ・法人設立認可書
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・認可書の写し ・各種変更届等の写し
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

チェック	添付書類	備考
☐	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写し 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第1担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町3番5号
土地第2担当	084-928-1026		
家屋第1担当	084-928-1023		
家屋第2担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		